1.2.7.2.　エンジンオイル温度及び冷却液温度がソーク室温度設定値の±２K以内になるまで、６時間から36時間までの間自動車をソークすること。この場合において、別に特段の定めのある場合を除き、温度設定値の±２K以内になるまで、強制的に冷却することができる。ただし、冷却にファンを使用する場合にあっては、動力伝達系統、エンジン及び後処理装置の最大冷却が一様に達成されるようにファンを配置すること。

1.2.8.　排出ガス試験（WLTC試験）

1.2.8.1.　試験開始時の試験室の温度は、１秒間に１回以上測定し、296±３Kであること。

1.2.8.2.　試験自動車は、手押しによりシャシダイナモメータ上へ移動させること。

1.2.8.2.1.　エンジンを始動させずに自動車の駆動輪をシャシダイナモメータ上に配置すること。

1.2.8.2.2.　1.2.4.5.の規定に基づき駆動輪のタイヤ空気圧を設定すること。

1.2.8.2.3.　エンジンフードを閉じること。

1.2.8.2.4.　エンジンを始動する直前に接続管を自動車の排気管に取り付けること。

1.2.8.3.　エンジンの始動及び走行

1.2.8.3.1.　自動車製作者が定める方法に基づき、エンジンを始動すること。

1.2.8.3.2.　1.2.6.4.から1.2.6.10.までに基づき、適用WLTCを走行させること。

1.2.9.　ガス状サンプル

ガス状サンプルをサンプリングバッグに収集し、その試験又は試験フェーズの終了後にCO等を分析すること。ただし、連続的ガス分析にあっては、フェーズごとに積算してもよい。

1.2.9.1.　各試験を行う前に以下の手順を実施すること。

1.2.9.1.1.　パージされた空のサンプリングバッグを希釈排出ガス及び希釈空気採取装置に接続する。

1.2.9.1.2.　計器製造者の指示に基づき測定計器を作動させること。

1.2.9.1.3.　CVS熱交換器が設置されている場合にあっては、当該装置を別紙５の3.3.5.1.に規定する動作試験温度許容差の範囲内まで予熱し、又は予備冷却する。

1.2.9.1.4.　安定した動作温度に達するまで、必要に応じてポンプ等の構成機器を加熱又は冷却する。

1.2.9.1.5.　別紙５の3.3.4.に基づきCVS流量を設定し、サンプル流量を適切な流量に設定する。

1.2.9.1.6.　電子積算装置をゼロ調整する。この場合において、任意のサイクルフェーズの開始前に再ゼロ調整を行ってもよい。

1.2.9.1.7.　連続的ガス分析計について、適切なレンジを選択する。ただし、切り替えは、計器のデジタル分解能の適用範囲における校正を変更することによって行われる場合にすることができる。ただし、試験中に分析計のアナログオペアンプの利得を切り替えないこと。

1.2.9.1.8.　別紙５の6.に規定する要件を適合するガスを使用して、連続ガス分析計をゼロ調整し、及び校正する。

1.2.10.　PM質量サンプル

1.2.10.1.　各試験を行う前に以下の手順を実施すること。

1.2.10.1.1.　フィルタの選択

1.2.10.1.1.1.　バックアップが備えられていない単一捕集フィルタを使用する。

1.2.10.1.2.　フィルタの準備

1.2.10.1.2.1.　試験前に、フィルタを１時間以上ペトリ皿に入れて粉じん汚染から保護するとともに空気交換を行えるようにし、安定化のため秤量室又は秤量チャンバー（以下「秤量室等」という。）に放置する。安定化期間の最後にフィルタを測定し、その重量を記録する。

1.2.10.1.2.2.　フィルタを閉じたペトリ皿又は密閉されたフィルタホルダに入れ、試験のために必要とされるまで保管する。ただし、秤量室等から取り出したフィルタは、その後８時間以内に使用すること。

1.2.10.1.2.3.　フィルタホルダにPMサンプルフィルタを慎重に取り付け、管内に流れがないサンプリングライン内にフィルタホルダを取り付ける。この場合において、フィルタの取り扱いには、ピンセット又はトングを使用するものとする。

1.2.10.1.2.4.　試験後１時間以内にフィルタを秤量室等に戻し、測定前に１時間以上安定化を行う。

1.2.10.1.2.5.　サンプル測定の24時間以内にて、各測定開始時に約100mgの基準分銅１個を測定することにより、微量天秤を検査することを推奨する。この分銅を３回測定し、平均値を記録するものとする。その測定結果の平均が前回測定の結果の±５μgであれば、その測定及び天秤は有効とみなされる。

1.2.11.　試験中のサンプリング

1.2.11.1.　希釈装置、サンプリングポンプ、データ収集装置及びPMサンプリング装置を始動させること。

1.2.11.2.　エンジンの始動前又は始動時にサンプリングを開始し、サイクル終了時に終了すること。

1.2.11.3.　サンプルの切り替え

1.2.11.3.1.　CO等

1.2.11.3.1.1.　適用WLTCの各フェーズ終了時に、混合気体及び希釈空気を採取するサンプリングバッグを新しいものに切り替えること。

1.2.11.3.2.　PM

1.2.11.3.2.1.　バックアップが備えられていない単一捕集フィルタを使用する。

1.2.11.4.　各フェーズの過程でシャシダイナモメータにより測定した走行距離を記録すること。

1.2.12.　試験の終了

1.2.12.1.　試験の終了直後にエンジンを切ること。

1.2.12.2.　CVS若しくは吸引装置を停止させること又はチューブを自動車の排気管から切り離すこと。

1.2.12.3.　自動車をシャシダイナモメータから移動させてもよい。

1.2.13.　試験後手順

1.2.13.1.　ガス分析計の検査

1.2.13.1.1.　連続的な希釈測定に使用した分析計のゼロガス及び校正ガス読み値を確認すること。この場合において、試験前と試験後の結果の差が校正ガス値の２％未満であること。

1.2.13.2.　バッグの分析

1.2.13.2.1.　適用WLTCの走行終了後30分以内にサンプリングバッグに捕集した排出ガス及び希釈空気を可能な限り早急に分析すること。この場合において、バッグ内のCO等に関するガス反応性時間を考慮すること。

1.2.13.2.2.　分析前には、CO等について適切なゼロガスにより、可能な限り早急に、使用する分析計のレンジを０に設定すること。

1.2.13.2.3.　公称濃度がレンジの70％から100％までの校正ガスにより、分析計の校正曲線を設定すること。

1.2.13.2.4.　分析計のゼロ設定を再確認すること。この場合において、いずれかの読み値と1.2.13.2.2.に基づき設定した値との差がレンジの２％を超える場合、当該分析計について上記の手順を反復すること。

1.2.13.2.5.　サンプルの分析

1.2.13.2.5.1.　サンプル分析後、同じガスを使用してゼロ点及び校正点を再確認すること。この場合において、その差が校正ガス値の２％未満であること。

1.2.13.2.5.2.　分析計を通過する各種ガスの流量及び圧力が当該分析計の校正において用いた値と同一であること。

1.2.13.2.5.3.　測定されたCO等の含有量を測定装置の安定後に記録すること。

1.2.13.2.5.4.　必要に応じ、別紙７に基づきすべての排出ガスの排出量を計算すること。